

宮城県ママさんバレーボール連盟細則（案）

宮城県ママさんバレーボール連盟規約第5章第18条により本連盟の運営上必要とされる登録規定、審判規定、大会規定を次のように定める。

【登録規定】

チーム及び構成員は、連盟所定の登録手続きをしなければならない。

1. 登録資格は宮城県に居住する女性であること。
但し、独身者は20歳以上とし、3名登録することができる。
2. 登録は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
年齢が明記されているものは、4月1日現在の年齢であること。
3. 構成員は、全国ママさんバレーボール連盟（以下「全国連盟という」）に
会員登録をすること。
また、全国連盟が定める会費を、当連盟を通して支払わなければならない。
4. チーム登録は、(1)一般の部・(2)いそじの部・(3)ことぶきの部とする。
また、複数の部に登録することができる。

(1) 一般の部

- ①チーム登録は、同一市・郡に居住する人で構成すること。
但し、55歳以上の人については、この限りではない。新規であれば55歳の誕生日の翌日には居住区外に登録することができる。
- ②チームは、登録地区を決定しなければならない。
また、当該登録チームの代表者は、その登録地区内の人でなくてはならない。
- ③居住区外の人について
登録地区が「仙台市」のチームは、3名まで登録することができる。
登録地区が仙台市を除く「市・郡」のチームは、5名まで登録することができる。
- ④地区外登録（県登録チームが無い「市町村」）については、理事会での承認を必要とする。

(2) いそじの部

チームは、県内に居住している4月1日現在50歳以上で構成すること。

(3) ことぶきの部

チームは、県内に居住している4月1日現在60歳以上で構成すること。

5. チーム登録及びすべての追加登録は年度内いつでもできる。但し、大会に参加する監督・副監督・マネージャー・選手の追加登録は、代表者会議までとする。

6. 登録時のチーム名はその年度内は変更できない。
7. 登録時のチーム代表者はその年度内は変更できない。但し、転居・退部の場合を除く。
8. チーム構成員の登録の変更（追加・退部・住所等）は、連盟所定の「登録変更届」に必要事項を記入の上、代表者が提出しなければならない。
9. 連盟に登録したチームの選手は、原則としてその年度内は、他の登録チームに移籍できない。但し、一般の部に登録している人が、登録地区外に転居の場合は除く。
10. チームの登録構成は、次のとおりとする。
 - ① チームの選手登録人数は、20名以内とする。
 - ② 選手登録は、一般の部・いそじの部・ことぶきの部、それぞれの部1チームに限る。
 - ③ 監督・副監督・マネジャーとしての登録及び参加は、複数チームでもよい。但し、同一組合せ及び同日試合の場合の参加は、1チームに限る。また、選手が他チームの監督・副監督・マネジャーを兼ねる場合も同じである。
 - ④ 副監督・マネジャーは、各1名とする。
 - ⑤ チーム内で選手は監督・副監督・マネジャーを兼ねることができる。

罰 則

1. 【登録規定】【大会規定】に違反をしたチームと構成員は、原則として違反判明日から一年間各種大会に参加できない。
2. 上記以外の違反については、理事会で審議する。

【審判規定】

1. 本連盟の認定講習会を受講し認定された人が、公認審判員として登録できる。
2. 他県からの転入審判員については、他県の連盟または協会の公認を有効とし登録できる。
3. 公認審判員は、毎年本連盟の審判研修会を受講しなければ、その年度は活動できない。

各種届けの提出先は、「連盟理事長宅」とする。

本連盟細則は、昭和55年度より適用される。

昭和 60、61、62、63、平成元年、2、3、4、6、7、8、9、13、15、18、19、21、22、23、24、26、27、28、29、31、令和2、3、4年度一部改正